

東三河地域森林計画変更計画書(案)

(東三河森林計画区)

新城設楽農林水産事務所管内
東三河農林水産事務所管内

計画期間 自 2023年4月 1日
至 2033年3月31日

(2023年 6月27日 変更)
(2023年12月25日 変更)
(2024年12月26日 変更)
(2025年 月 日 変更)

愛 知 県

目 次

ページ数

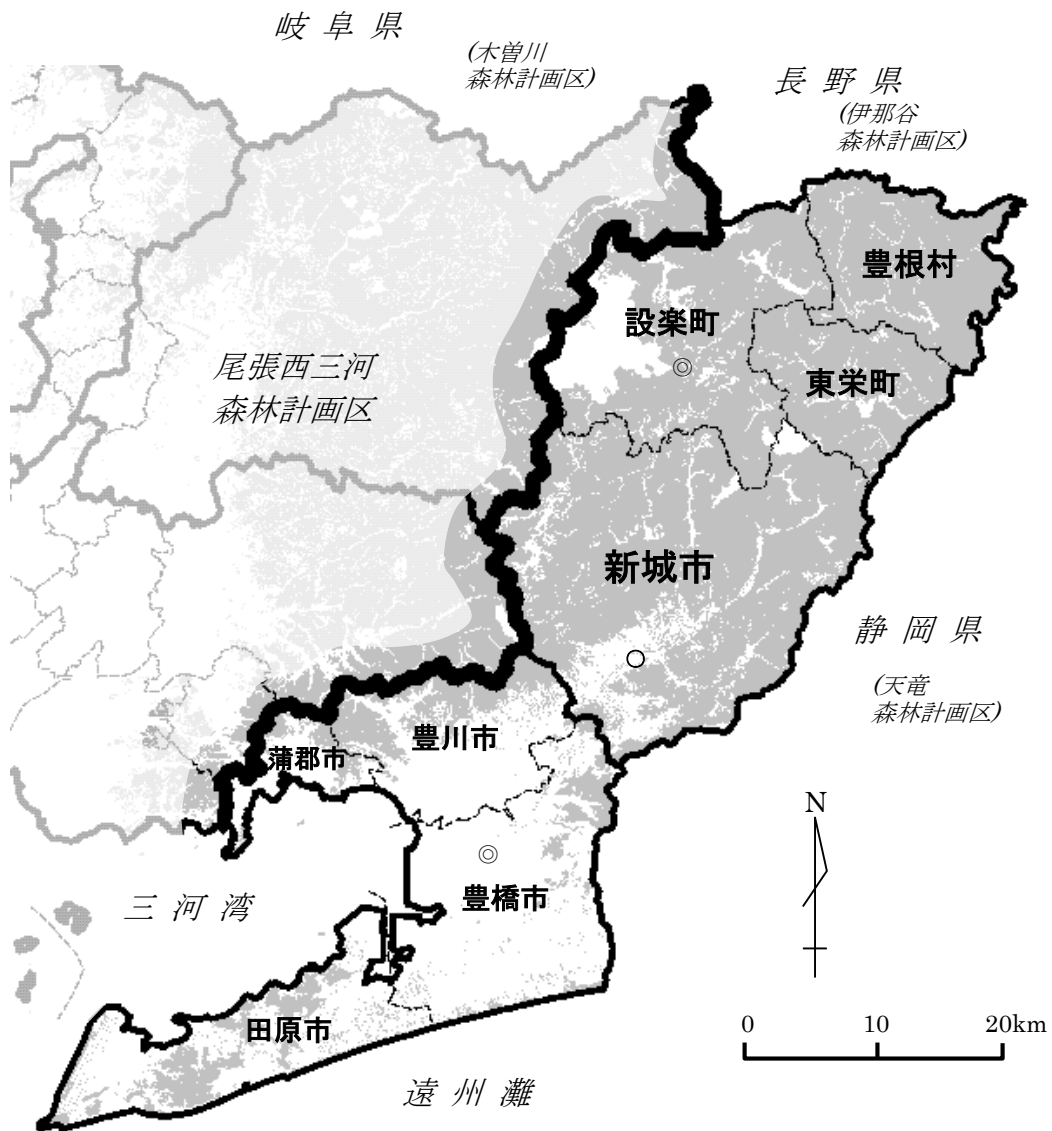
東三河森林計画区の位置図
変更の理由及び内容

I 計画の大綱

II 計画事項

第 1	<u>計画の対象とする森林の区域</u>	1
第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
第 3	森林の整備に関する事項	
第 4	森林の保全に関する事項	
第 5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
第 6	<u>計画量等</u>	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2	間伐面積	
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2
4	<u>林道の開設及び拡張に関する計画</u>	
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法 及び時期	
第 7	その他必要な事項	

東三河森林計画区の位置図



凡 例	
——	計画区界
- · -	市町村界
——	地区界
◎	農林水産事務所
○	新城森林総合センター



注：ゴシック表記の市町村は、地域森林計画対象森林を有する市町村

変更の理由及び内容

東三河地域森林計画は、2022年12月28日に樹立し、2023年6月27日、2023年12月25日、2024年12月26日に変更したところであるが、森林の現況調査の結果等から、次の事項について見直しを行った。

なお、この変更計画書は、2026年4月1日より効力を生ずる。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本年度に実施した森林の現況調査等の結果、新たに本計画の対象とすべき森林及び工場用地、太陽光発電施設等の実施により対象から除外すべき箇所があったため、次のとおり変更する。なお、区域は森林計画図に示す。

対象森林の区域の拡大	+0.18ha
対象森林の区域の縮小	△9.94ha

参考 森林より森林以外への土地の異動状況

区 分			東三河森林計画区	
			件数	縮小面積 (ha)
異 動 後 の 区 分	宅地等	宅地	0	0.00
		学校・公園・病院・福祉施設等	0	0.00
		道路敷	1	0.00
		工場用地	1	0.35
		太陽光発電施設	6	4.04
		小 計	8	4.39
	農用地	田	0	0.00
		畑	0	0.00
		樹園地	0	0.00
		採草放牧地	0	0.00
		小 計	0	0.00
	レジャー 施設用地	ゴルフ場	0	0.00
		スキー場等	0	0.00
		別荘用地等	0	0.00
		小 計	0	0.00
	採石採土地		0	0.00
	ダム敷		0	0.00
	その他		7	5.55
	合 計		15	9.94

第6 計画量等

地域の要望等に基づき、林道計画を見直したため、次のとおり変更する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画（別表4）

（1）開設（新設）自動車道

単位 延長：km，面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考	変更事項
豊根村	指定林道	霧坂	4.0	411	○		新規計画

その他の計画事項は、従前の計画書のとおり。

I 計画の大綱

従前のとおり。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域を変更する。区域は森林計画図において表示する。対象とする森林の面積は次表のとおり。

単位 面積：ha

区域		2025 年度	備考
設楽地区	設楽町	19,192.78	地区計 <u>44,850.66</u>
	東栄町	<u>11,207.19</u>	
	豊根村	14,450.69	
新城地区	新城市	<u>40,559.83</u>	
東三河地区	豊橋市	<u>3,045.73</u>	地区計 <u>15,726.98</u>
	豊川市	<u>5,675.76</u>	
	蒲郡市	<u>1,713.53</u>	
	田原市	<u>5,291.96</u>	
計画区計		<u>101,137.47</u>	

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

従前のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

従前のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

従前のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

従前のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

従前のとおり。

2 間伐面積

従前のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

従前のとおり。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

従前の別表4のうち、次の路線を新設及び変更し、市町村別計画量を下表のとおり改訂する。

(1) 開設（新設）自動車道

単位 延長：km，面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考	変更事項
豊根村	指定林道	霧坂	4.0	411	〇		新規計画

単位 延長：km

区分		開設				拡張			
		新設		改築		改良		舗装	
		路線	延長	路線	延長	路線	箇所	路線	延長
総 数		38	82.8	7	6.6	208	1,274	119	196.2
設楽 地区	総 数	15	29.6	—	—	97	622	46	70.3
	設楽町	9	11.2	—	—	62	325	38	50.1
	東栄町	2	7.7	—	—	23	114	7	11.5
	豊根村	4	10.7	—	—	12	183	1	8.7
新城 地区	総 数	16	39.6	7	6.6	96	556	64	113.8
	新城市	16	39.6	7	6.6	96	556	64	113.8
東三河 地区	総 数	7	13.6	—	—	15	96	9	12.1
	豊橋市	—	—	—	—	1	1	—	—
	豊川市	4	10.6	—	—	6	24	6	9.3
	蒲都市	3	3.0	—	—	8	71	3	2.8

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

従前のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

従前のとおり。

第7 その他必要な事項

従前のとおり。